



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ホギメディカル
代表者名 代表取締役社長 川久保 秀樹
(コード番号 3593 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役副社長 藤田 泰介
(電話 03-6229-1300)

(訂正)「TCG2509 株式会社による株式会社ホギメディカル株式(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

TCG2509 株式会社は、株式会社ホギメディカルの普通株式に対する公開買付けに関して 2025 年 12 月 18 日付で提出いたしました公開買付届出書(2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告(2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに 2026 年 2 月 5 日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)について、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。)第 27 条第 2 項但書に基づき、同項本文所定の待機期間が短縮され、株式会社ホギメディカルの普通株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 2 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 3 月 2 日まで延長し、公開買付期間を 45 営業日に延長することとなったことから、公開買付届出書及び公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、2025 年 12 月 17 日付「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で公表した「(訂正)「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TCG2509 株式会社（公開買付者）が、株式会社ホギメディカル（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 2 月 13 日付「(訂正)「株式会社ホギメディカル株式（証券コード：3593）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026年2月13日

各 位

会 社 名 TCG2509 株式会社
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

(訂正)「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

TCG2509 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 12 月 17 日開催の取締役会において、株式会社ホギメディカル（株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード:3593、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、本公開買付けを 2025 年 12 月 18 日より開始しておりますが、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 2 項但書に基づき、同項本文所定の待機期間が短縮され、対象者株式の取得が可能となったことに伴い、2025 年 12 月 18 日付で提出いたしました公開買付届出書（2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告（2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに 2026 年 2 月 5 日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）について、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 2 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 3 月 2 日まで延長し、公開買付期間を 45 営業日に延長することとなったことから、公開買付届出書及び公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025 年 12 月 17 日付「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 12 月 25 日付、2026 年 1 月 6 日付及び同年 2 月 5 日付で公表した「(訂正)「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）及び 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

I. 2025年12月17日付「株式会社ホギメディカル（証券コード：3593）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2025年12月18日（木曜日）から2026年2月20日（金曜日）まで（40営業日）

(訂正後)

2025年12月18日（木曜日）から2026年3月2日（月曜日）まで（45営業日）

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026年3月2日（月曜日）

(訂正後)

2026年3月9日（月曜日）

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長することとなりました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長することとなりました。

その後、当該届出に関し、法定の待機期間が短縮され、2026年2月13日より対象者の普通

株式の取得が可能となったことに伴い、本公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 2 月 13 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 3 月 2 日まで延長することとなりました。

<後略>

II. 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(訂正前)

2025 年 12 月 18 日（木曜日）から 2026 年 2 月 20 日（金曜日）まで（40 営業日）

(訂正後)

2025 年 12 月 18 日（木曜日）から 2026 年 3 月 2 日（月曜日）まで（45 営業日）

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 3 月 2 日（月曜日）

(訂正後)

2026 年 3 月 9 日（月曜日）

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10% に相当する額（6,122.5 百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純

資産の帳簿価額の 10%に相当する額（6,122.5 百万円）未満であると見込まれるもの（除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1 株当たりの配当額は 284 円に相当します（具体的には、対象者が 2025 年 6 月 19 日に提出した第 64 期有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日時点の対象者の単体決算における純資産額 61,225 百万円の 10%に相当する額である 6,122.5 百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772 株）で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています。）

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並び

に同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します（具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいだ上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿つたものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類中の「将来に関する記述」は、本日時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14 e – 5 条(b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。